

第十二回 参議院通商産業委員会會議録第十一号

昭和二十六年十一月十七日(土曜日)午後二時十分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君

理事 古池 信三君  
栗山 良夫君

委員

入交 太藏君  
中川 以良君  
松本 昇君  
片岡 文重君  
小松 正雄君  
島 清君  
山内 卓郎君  
境野 清雄君  
油井賢太郎君

政府委員 始開 伊平君

資源庁長官 山本友太郎君  
常任委員会専門員 小田橋貞壽君  
常任委員会専門員 小田橋貞壽君  
説明員 井上 尙一君

通商産業省通商振興局長 井上 尙一君

本日(の会議に付した事件)

○通商及び産業一般に関する調査の件(石油開採に関する件)

○輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹中七郎君) これより委員会を開会いたします。

先ず初めに石油開採に関する件を議題といたします。本問題につきましても、かねてより島委員より

質問の通告がありましたが、都合によりまして延期されておりましたのであります。石油の開採に關しては首藤政務次官から説明のあつたように、政府におきましては石油及び可燃性天然ガス資源開採法案の設置準備を進めておることはすでに御承知の通りであります。

が、政府は先般石油の九割以上を産出しておる帝國石油株式会社に對して、合理的採掘を行うよう一種の行政勸告を行つた。本日の議題はこの勸告を中心としたもので、我が石油開採のあり方について検討を加えて行きたいと思つております。

それでは質問通告者の島委員に発言をお許しします。

○島清君 只今委員長から御説明がございました通り、政府は二回に亘りまして帝石油のほうに勸告をなされたようでございますが、その勸告は如何なる効力を持つものであるか、その効力と又法律的關係における効力ですか、そういうものが如何なる關係を持つておるかということについて一応伺いたいと思つております。

○政府委員(始開伊平君) 本年の九月二十六日附と、それから十月の二十九日附と、前後二回に亘りまして資源庁から帝國石油株式会社に宛てまして、帝國石油株式会社に八幡田採油技術管理についてという勸告を出しました。その効力がどういふことであるかというお尋ねでございますが、これは行政上の勸告でございます。法律上の拘束力はないと存じます。ただ實際問題といたしましては、帝石油におきましては、前後二回の勸告に基きまして、直ちにこれを實施に移すということを書面を以て正式に私どものほうに申出て参つております。第一回の分につきましては、完全に實施せられておりますし、第二回の分につきましても、大体勸告の趣旨に従ひまして只今實施に移され、又實施に移されつつあるものであります。なおこの問題は非常に重要でございますので、今後このいつたような問題についての指導に法律的な効果を持たせたいという考え方の下に、只今委員長からお話のございましたような趣旨の法案の準備をいたしておる次第でございます。できる限り早い機会に国会に御審議を願うような運びにいたしたいと存じておる次第でございます。

○島清君 只今資源庁長官の御答弁のうちに、帝石油のほうにそれを取りまして、これを實施しておるといふような御答弁があるようでございますが、私の得たところの情報によりますと、会社側のほうは勸告をサポートしております。その現場に参りましたところの本社の指令によりまして、坑底の測定は、二十四時間機械をかけておかなければならぬのかからわらず、それを十二時間やれといふような指令すら参つておるといふふうに、現実においてこの勸告をサポートする気があります。資源庁長官はこれを承知しておられるかどうか。

○政府委員(始開伊平君) 第一回の分は、これは御承知のように石油の出まじ口をシャットしろ、閉めてしまふといふことであります。これはその通り實行せられております。それから二回、後の分につきましては、坑口を小さくいたしまして、合理的な採油の限度にとどめろという趣旨の勸告でございますが、これが實行されておるかどうかという点につきましては、元來この勸告が出ました前の状況で申しますれば、一日大体千二百キロ程度の量が出るわけでございまして、この採油管理を實施いたしました結果、現在八百五十前後の生産にとどまつておる次第でございます。なおこの採油管理を實施いたしました結果によりまして、だん／＼基準に合つて参りました井戸の数も全体の七割程度あるといふような報告も参つております。井戸の数が相当たくさんございまして、順序を逐つてやつて参らなければならぬという点はあると思つております。これは意識的にサポートするといふような事実はないといふふうに承知しております。なお二十四時間と十二時間の關係でございますが、この点につきましては、従来の測定時間の平均は大体十二時間程度でやつておるのでございまして、十二時間では不適当であるといふふうには考へておらない次第でございます。

○島清君 会社側の二十六年年度の四月末におきます計画を私たちが見てみますと、日産一千キロ、年間三十六万でございまして、三十三万でございまして、こういうふうな計画のようでございますが、この勸告に基いて、成るほど七月からは少し、今資源

庁長官がおつしやつたように、採油量は減つておりますが、四月、五月、六月は二百五十キロ以上も上廻つて採油しておる実績の報告に私たちは接しておるのです。併しながらこの勸告に基きまして採油の量は減りましたけれども、帝石油のほうの配当といふものは、何といふか、そういうものの、利益の配当といふものについてはちつとも減らないように思つて、更に試掘などにつきましても、その勸告に基いて採油量が減つて収入が減つたからという理由によりまして、上半期のそれは試掘が半減しておると伝えられておりますが、その事実を資源庁長官は承知しておられるかどうかを……。

○政府委員(始開伊平君) 試掘の計画は大体三十六坑でございまして、實際上九坑減らすといふふうな状況に相成つておるよう承知いたしております。

○島清君 何だか僕、ちよつと資源庁長官の今の御答弁了解しにくかつたのですが、もう一遍一つおつしやつて頂けませんか。

○政府委員(始開伊平君) 石油の試掘の計画が半分になつておるのじやないか、にもかかわらず高率の配当をする計画があるのはけしからんじやないかといふふうなお尋ねかと思つております。試掘の計画につきましては、当初の計画三十六坑に對しまして九坑を減少した計画に相成つておるといふふうな承知をいたしております。なお配当の問題でございますが、只今のところでは、帝石油の配当その他につきまして

は、政府といたしましては何らの監督権限もございませんが、いづれの状況からいたしまして、余り高率の配当をするのはよくないのではないかと、うふうに私も考えまして、余り高率の配当は差控えたほうがよろしいというところを、これ又勧告でございますが、帝石に対しては勧告をいたしておるような次第でございます。

○島清 それはまあ只今は国策会社であつたものから、去年の三月でございましたから、民間会社に切換えられておりますので、政府の勧告というものがただ単に行政的な勧告である、それは会社側のほうで自由に受取つてよろしいということが言えるかも知れませんが、併しなからあの集排法ですか、独禁法ですか、それから適用を除外いたします場合の理由といたしましては、濫用を防止する、それから地下資源を国家的に高度に活用する、というようなことが理由になりまして、而も政府は年間一億という助成金を出しておられる。それから国策会社でございました帝石が民間会社に切換えられますときに、政府の委員会におけるところの御答弁を思い起して見ますと、民間会社になりましたとて国家的な性格を持つておりますところの石油資源の開発上からして、政府は更に一段の指導をして行きたいと、監督を深めて行きたいと、こういうようなことを言つておられますが、帝石と一億の助成金を出しておられるところの政府の関係、又帝石の持株の二六％も持つておられるところの大蔵省、政府当局との関係等から見ますならば、何か資源庁長官の只今の御答弁はただ単にお座なりの御答弁のように聞

えてしようがないのですが、もう一段と、あの委員会から答申案が出て新たな勧告を出しになりましたことの性質上の重大性に鑑みまして、もう少し突つ込んで一つ御答弁を願わしいと思ふのですが……

○政府委員(始關伊平君) 帝石を普通の私的な会社に改組したことがよかつたかどうかという点は別問題として、只今御指摘のように、国家的な性格を非常に多分に具えておると思ひます。従いましてそういうような見地からこの監督上の権限等につきまして不備な点がございしますので、一番の問題でございまして石油の合理的な採掘を確保するという点からいたしまして、只今申し上げましたように、新たな立法を一つお願い申し上げたいというふう存じておる次第でございます。なおその法律はできませんけれども、まだ実施制定されるに至つておりませんけれども、只今お話がございましたように、事柄の重大性に鑑みまして、帝石といたしましては三百キロ或いは三百五十キロの減産になるわけでございますが、合理的採掘のほうは勧告の趣旨に従ひましてやつて参りたいというふう存じておる次第でございます。配当の問題につきましては、これは行政上の勧告をいたして反省を促した次第でございますが、それ以上の手は、甚だ遺憾でございますが、私もいたしましては持つておらないのであります。

○島清 只今資源庁の長官がそういうふうにおつしやれば、まあ大体それきりでございまして、政府が一億の助成金を出し、そして国家資源であるというふうな重要性に鑑みまして、そういうこの国策会社から民間会社に切換えまする場合には、とくと政府当局は一段と指導監督をやつて行きたいということと言つておられながら、それから原油の確保なども今政府が決定して、そして輸入油よりは五百円も高いということを私たちも承知しておるのであります。原油の価格の決定、更に一億の助成金、更に二六％の持株、更に帝石の株価が七十七、八円乃至八十円前後しておる株価を吊り上げて、そして四割の利益の配当を確保して、そして只今資源庁長官がおつしやつておられた二次の勧告を受けなければならぬというところに、帝石の現経営面にタッチしておられるかたが、果してこういつたような石油資源に対する愛護感を持つておられるか、そして国家的な大きな仕事を負託されておられるかという責任感を持つておられるかどうかというのを疑ひたいし、そして民間会社の首脳部がそういう考え方を持つておられるとしたら、不幸にして持つておられるとしたら、それに対して政府は一体如何なる考えを持つておられるかということを、もう少しきつくばらんに伺いたかつたのであります。形式的じやなくて……

○政府委員(始關伊平君) 帝石に出しております補助金は、予算の総額一億一千万円ばかりのうち七千万円程度でございます。帝石の現在の幹部のやり方なり態度なりにつきまして、どういふふうな見解を持つておられるかというお尋ねでございますが、今後の問題といたしましては、合理的採掘の勧告の線に沿ひまして誠実にやつて参りたいと申しておりますし、これはそういうふうなやつて参るだらうというふうな考へております。この合理的採掘の問題が、一番重要な問題でございますが、この問題につきまして多少時期的に遅れたというふうな点につきましては、今日から考えまして遺憾の点があつたと存じておりますが、帝石という会社の性質その他から申しまして、それ以上のこととはちよつと申上げかねると存じております。

○島清 帝石はそれといたしまして、少しばかり技術的な面に入りますので、大変恐縮でございますが、私は資源庁長官に更に技術的な面で、二回に亘りますコンサーベーション委員会の答申に基づきまして、それから資源庁長官が勧告をお出しになつたのでございしますが、先ほどの効果、それから法律的な問題については御答弁があつた通りでございますが、この權威の問題について資源庁長官はどういふふうの見解を持つておられるかどうかをちよつとお聞きしたいと思ひます。何ら權威のないものかどうか、私は更にそれから答申を含めて、コンサーベーション委員会のいわゆる答申に基づきまして勧告をされたそのコンサーベーション専門委員会、その權威というものを如何に思つておられるかということですか。

○政府委員(始關伊平君) この合理的な採掘をもう少し早くからやつておりますれば問題はないわけでございますが、多少遅れた、その間に一体どの程度の損失があつたかという問題でございますが、これを具体的に一つ検討してもらひたい、例えばはのために地下に、折角採れるのにもかかわらず、採

り残さなければならぬ数量が幾らであるかという点の検討をも、実際委員会にお願いしたのでございますが、それにつきましては、具体的な数字は出て参りません。結局先ほど申し上げました、例えば第一回の勧告にございます井戸を締めました四十四という井戸がございますが、これを締め結果油層の状況はだん／＼よくなりまして、只今ではほぼ平常の状況に近いような状態まで帰つて来ておるといふふうに承知をいたしております。なおそれから二十六坑の今後採油管理を改善すべき井戸のうちで、大体七割のものにつきましては状態がだんだん改善いたしまして標準的な瓦斯油比、又差圧の状況に近づきつつございますので、過去の若干の時間的な遅延のために、この八橋油田の油層に対してはそれほどひどい打撃を与えたとすることは申されないのではないかと、いふふうに存じております。

なおもう一つ申上げたいことは、今後採出したガスをもう一遍油層の中に入れて、いわゆる二次回収をやるというようにすることによりまして、油層エネルギーの補強、回復に努めて参りたいと存じておる次第でございます。

○島清君 先ほどの資源庁長官の御答弁のうち、それから只今の御答弁などを照し合せて大体まあ見当がついたような気がするのですが、このコンサーベーション委員会の答申を見ると、コンサーベーションの見地から見ると好ましくない生産を行なつて来たことは遺憾なことであると指摘しているのです。その遺憾なことが帝石において行われていたということは、帝石

にはこれに対して十分な知識がなかったようにも受取れるのですが、併し資源庁長官の先刻の御答弁からすると、十分な知識があつたようにも思えるし、その点ではどうなつておるのですか。

○政府委員(始関伊平君) コンサーベーションの問題につきましては、勿論この認識なり或いは知識なりはあつたわけでございます。本年の七月以前といえども、完全な野放し採油ということをしてはいたしておつたわけではございません。或る程度の採油管理はやつてはつた。併しながらそのうちの或る程度の採油管理をいたしまして自噴を調節いたしておつたわけでありまして、瓶の口径が大き過ぎまして不適当であつたというような点があつたと思ふのであります。これを適当に改善しなければいかんということにつきましては、私もいたしまして、又帝石といたしましては関心を持つておつたと思ふのであります。その合理的な採油の基準、瓦斯油比なり、或いは差圧をどうするかといったような点が非常に精緻な問題でございます。適当な結論を求めるのにも、まあいろいろ問題があるというところは、この委員会におきましてこれだけの権威が集まりまして、一体どこが必要かということを見出すまでには一カ月もかかつておるといふような点でもおわかりになりますように、問題の性質上、だんだん遅れて参つたということに存じておるのでございまして、先ほど申しましたように、これが遅れたという点につきましては、まあ遺憾であつたといふふうに存じておる次第でございます。

○島清君 話は元に戻りますが、最初の御答弁の中で、長官は合理的な開採法というものを構想されまして、法律で制約して行きたいというふうなことを言つておられたようでございます。併し私が考えて見ますに、帝石が民営になるときは独禁法でしか、集排法でございまして、関係もあつて、分割される運命にあつたのです。ところがそれが分割されなかつたというところは、只今申上げた通り、我が国の油田の合理的開発のためには、分割によつては不適当であるというふうなことから、それがそのまま民営に切換えられた。併しながら只今資源庁長官のお話もございました通り、民間に切換えられたからというて、会社経営の首脳部の諸君がこつたような勧告などをさるるということになります。と、如何に法律的なことの制約をお説きになりました。国家的な資源の合理的開発ということについては非常に困難を来たすのではないと思ふのですが、今の首脳部のようになつた、これにおいて法律をお作りになれば、これが国家的な面から合理的な開発ができると思ひになりますか。どうか、この点も併せてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(始関伊平君) 法律ができません前といえども、この勧告の趣旨を帝石は実行するだろうというふうには考えております。なお法律ができなかつた昨におきましては、この基準に違反するような場合におきましては罰則等もございまして、一層その履行が確保されるということになるというふうなことを考えております。

○島清君 どうも私の考え方によりますると、こういうふうな私の質問の要

旨からも、委員各位がお酌み取り願つたと思ひますが、利益の配当ばかりの保持に難命になり、私利の追及にのみ汲々として国家的資源の合理的開発というものを忘れておられますところの現首脳部のかた／＼においては、この国家的使命を達成することは困難ではないかというふうな感を持ちまして、資源庁長官にお尋ねしたのでございしますが、併しながら資源庁長官からは十二分な満足な答弁を得られなかつたので、あとは会社関係でございするからして、会社の首脳部のかたに又会社に関する問題はお尋ねすることにしたしまして、大変に技術的な面に互つての質問をするのは恐縮でございます。ますからして、次に又質問を申上げることのなを保留いたしまして、今日はこの程度で打ち切ります。あとの審議もございまいしから……

○委員(中七郎君) では次に輸出信用保険法の一部を改正する法律案、これは衆議院のほうから上つて参りまして本審査になりましたので、質疑を続行いたしたいと思ひます。御質問願ひます。

○中川以真君 先般私はお尋ねが途中でございまして、引續いて御質問を申上げたいと思ひますが、先ず第一に、これは最初、この法案が出た時に問題になつてゐる／＼私ども審議をし、御質問申上げたんですが、どうも我々の思つておるようには法律はできて来なかつたのでありますが、この損害に対する範囲であります。が、バイヤーによる契約の一方的破棄というものが最近相当にあるのであります。これがやはり対象に今回もなつていな

い。それからもう一つは、いわゆるマーカー・クレームをつけられる、これもしばしば／＼それによつて輸出業者は相当な損害を受けておる。又航路の変更による損失、これは最近のように船腹が十分にとれまないと、無理をいたしますために、しばしば／＼一方的に航路が変更されるというふうなことがございします。これらの損失も、殆んど輸出業者がこれを負うておるといふような実情でありますので、この三点に關して、当局としては十分に御審議になつたのかどうか。どういふわけでこれはやはり取上げられなかつたか、こういう点について承わりたいと思ひます。

○説明員(井上尚一君) お答えを申上げます。第五條の二におきまして、輸出信用保険の保険事故と申しますか、その事由が列挙してあります。これ以外にバイヤーの一方的キャンセルによつて生ずる損失のカバーについて考えたかどうか、或いはマーカー・クレームについてはどう考えておるか、或いは航路の変更によつて生ずる損失についてはどうかという御質問であります。先ず第一のキャンセルの問題でございしますが、この点につきましては、私も、かなり研究を加へましたつもりでございます。が、言うまでもなく、我が国の貿易の健全な発展を来たして参るといふ点から申します場合には、エツキスボーター、輸出者みずからにおきまして、海外の事情について十分な調査を加へ、或いは殊にバイヤーの信用状態についても、十分慎重に調査を期するといふことが当然必要なわけであることは、これは申すまでもないのであり

ますが、そういう点から申しまして、キヤンセルについて、即ち契約成立後当該輸送品の船積みまでにおいて生ずべきキヤンセルに伴う損失につきましても、むしろこれを今般の保険制度でカバーすることは、却つて輸出業者が相手方の選択について安易に流れる傾向がないであらうかと、言い換へれば、この制度について却つて濫用の弊害が生ずるという点をも考えました結果、今回の法律改正の中にはキヤンセルにつきましても保険は一応除外して考えましたわけでありまして。なお次に、マーケット・クレームにつきましても、これは保険の方法で以てこの危険のカバーを考えさせずに、別の方法としましてクレームの適当なる解決を考へて行きたいというつもりであります。即ち契約事項等につきましても、現在の実情としましては、クレームの解決について必ずしも適当なる條項の挿入がないような契約も実はかなり少くないのであります。今後はそのような面につきましても十分指導等を加えて参りますと同時に、いわゆる救済條項と申しまするか、そういうような條項の挿入乃至は國際商事救済委員会制度の活用、そういうような方法で以て、別途このクレームの適当なる解決を考へて参りたいと思つております。それから第三点の航路変更の問題につきましても、実は通産省の事務当局等としましては、輸出信用保険制度の改正については、もう少し大幅な根本的な全面的な改正につきましても今鋭意研究中でございますが、プラント輸出を対象とするバイヤーの信用危険の担保につきましても、これは緊急を要するという理由で以て、今般の改正の部分のみを切

離しまして、この臨時国会に実は提案し、わざ／＼御審議をお願いしたようなわけでございまして、これ以外に事務当局の案現在の研究の内容等も、例えば輸出金融保険と言いますか、金融機関が輸出業者に対して融資をする、そしてその融資が決済期に回収がないという場合に、金融機関に政府のほうからよつて生じた損失を保険金として払うという輸出金融保険というような構想でございまして、或いは輸出促進費用の保険、即ち一定の商品、一定のマーケットにつきまして宣伝、広告、調査費等を投するが、實際現実に或る商品を当該マーケットに出した場合には、その出した経費の回収が十分でないというような場合のそういう経費についての保険を考へるというようないろいろなことを考へつつあるのでございまして、御指摘の航路の変更の問題につきましても、できればこの次の通常国会に、この輸出信用保険制度の一層大幅な改正の内容にこれを盛り込みまして、国会に提案御審議をお願いしたいと、かように考へておるようなわけでございまして。

○中川以重君 今の御説明で、まあ今回は急を要するために当局でいろいろ御検討になつてゐることが十分に織込まれていなかったということがよくわかつたのであります。近く更にこれの改正を意図されてゐるようでございますので、そういう際には一つこういう問題は十分に掘下げて御研究を頂いて、是非一つ御改正をお願いしたいと思います。なお今お話のございました輸出金融保険制度とか、或いは輸出促進費用に關する保険の制度とかいろいろなことは、これは非常に私はやはり必要であると思ひますので、今後輸出を奨励し、これを促進いたしまするために、こういう制度に対する今後の法律等に對し、今般一層御研究を願ひたいと私はお願いを申上げる次第であります。それから今回の保険契約の相手方といたしましては、輸出のメーカーというものは全然考へられていないように存するのであります。これに對してはどういうことでございましょうか。

○説明員(井上尚一君) 第五條の二の規定に、契約者として、一応輸出業者が今回のこの保険におきましては、この制度の結局被保険者は輸出業者であります。メーカーとか或いは金融機関というように、エクスポートに直接間接非常に關係の深い業者も、エクスポートの承諾を得まして第三者のための契約を締結し得るということは、これは保険上當然の問題であります。こういう意味でこの契約者としてメーカーも第三者の間に考へておるわけでございまして。

○中川以重君 その点は今の御説明で大体了承いたしました。次は乙種保険と甲種保険とを比較をいたしまして見ますと、例えば乙種にございまして第五條の二の第四号の相手方の破産、それから同じく第五号の相手方の六ヵ月以上の債務の履行の遅滞というやうなものにはございまして、かくのごときものは当然甲にあつても私は然るべきだと思ふのであります。このたびの改正等において甲のほうにもこういうものを包含をされるやうなやうなことはお考えにならなかつたのでございましょうか。

○説明員(井上尚一君) 甲種保険の場合につきましては、現行の規定に列挙してあります通りに、いわゆる相手国の輸入制限でございまして、或いは戦争とか、内乱とか、暴動とか、或いは我が国のほうからのエクスポートの制限、禁止というやうな政治的乃至は行政的の非常危険のみをその保険理由といたしてゐるやうなのが、従来のいわゆる甲種保険制度の内容であります。今般は第五條の二によりまして、相手方の破産、相手方の六ヵ月以上の債務の履行遅滞というやうな、言い換へれば相手方の信用についての危険の担保をしようというわけでありまして、この相手方の信用の危険につきましても、一応第五條の二の規定に基づきまして政令で定める貨物を輸出した場合同じやうに限りておるわけでありまして、この政令で定める貨物と申しますのは、船舶、車両等も包含いたしました意味での設備機械、即ちプラント類に一応限定しようというのが今回の本制度の骨子であります。通常の商品の輸出についても、相手方の破産とか、相手方の債務履行遅滞とかそういうやうな、いわゆる信用危険の担保をやるのはいかゞではないかという御質問であらうかと存じますが、十分御承知の通りに、普通の商品の輸出の場合には、従来の方法としましてはいわゆる取消不能の信用状開設方式のみによつておるやうな關係上、信用状の開設と同時に当該商品の輸出の結果生ずる代金請求権につきましても危険というものは、殆んど、そのカバーが可能でございまして、このプラント類につきましても、そういう在來の信用状方式により得ない場合が多い、言

方そういふふうに普通の商品につきまして相手方の信用危険と申しますか、破産、債務履行遅滞、そういうようなものの危険を事由に、これを追加するということになりますれば、勢い保険金の支払額が大きくなるという関係で、本保険制度の資本金の増額、そういうように国庫の面に響いて来る面もかなり多からうと存じますが、そういう両々の点を考慮に加えて、大蔵当局との協議も十分尽しまして今後なお研究を加えて見たいと、かように考えております。

○中川以真君 今の点は御指摘の通りに、国家財政との、まあかね合ひもございまして、相当困難かと存じまするが、少くとも通産当局といたしましては十分御指撥を願いたいと思ふのであります。

それから続いて御質問申し上げますが、甲種保険と乙種保険とを兼ねてこれを契約することができかどうかという問題であります。例へば船積みまでは甲種保険にいたし、船積み後は乙種保険にする、こういうようなことは可能でございましょうか、どうでございましょうか。

○説明員(井上尚一君) 御意見通りに可能であると考えております。

○中川以真君 それからこの法律が施行されましたときに、すでに船積みされておりましたところの輸出については、これをその際に契約をいたすことができるかどうか、この点を明らかにして頂きたいと思ひます。

○説明員(井上尚一君) 契約締結は可能であると考えております。

○中川以真君 それから政令の委任事項について伺いたいのでありまして

が、先ず第五條の二の第一項の政令で定める貨物、これは先ほどプラント機械類というお話がございましたが、これの政令の案というものがもうでき上つておりますか。あつたらそれをお示し願ひたい。なかつたら大体どういう範囲をきめようとしておられるか、その点を明らかにして頂きたいと存じます。

○説明員(井上尚一君) 政令案の内容としましては、この第五條の二の規定によりまして貨物の範囲のほかに、例えば保険料率問題でありますとか、或いは第五條の三、第二項の、即ち「百分の八十の範囲内において政令で定める割合」というような規定が第五條の三の第二項にございまして、そういうふうな事柄を政令で定めることに相成つておりますが、今御質問の第五條の二の第一項の本文に關する限り、政令としましては、現在考へております案文は次の通りでございまして、簡単にございましてから申しますと、設備としまして、括弧しまして船舶及び車両を含む、並びにその部分品及び付属品というものがこの第五條の二の政令で定める貨物の範囲でございまして、設備(船舶及び車両を含む)並びにその部分品及び付属品、以上です。

○中川以真君 それから第五條の六の第一項に、保険料率、これも政令で定めるとなつておりますが、この保険料率についてはどうでございましょうか。

○説明員(井上尚一君) これは大蔵省のほうとの協議を要する事項でございまして、まだこれは協議を了えていないのでございまして、通産当局と

しましては、大体年二分くらいの料率を考えております。

○中川以真君 それから第五條の二の第三項、政府の乙種保険の保険引受限度、これは国会の議決を要することになつておりますが、大蔵政府の腹案としてはどの限度を考へられておられますか。

○説明員(井上尚一君) 今年度十六億程度でございまして。

○中川以真君 これは国会の議決をいつ頃お求めになるお考えでございまして。

○説明員(井上尚一君) 補正予算の総則の中に、この十六億という規定が設けられておりまして、今別途予算委員会のほうで御審議を願つておるわけでありまして。

○中川以真君 それから第五條の二の第一項第五号でございまして、これに「輸出者の責に帰することができないものに限る」という括弧の項目がございまして、これは先般やはり本委員会において、一応疑問視されて局長は御答弁をしておられるようでございまして、どうもまだ私も明確に了承し得ないものであります。この点についてお伺いを申し上げます。この点について「輸出者の責に帰することができないものに限る」とございまして、これは、債務の不履行の際には、輸出者には何の落ち度もない場合には当然これは保険の対象となるものでございまして、問題ではないと思ふのであります。それから輸出者の責に帰し得るような場合、即ち輸出者の側に何らかの落度があるにございまして、その債権そのものにきずがあるであつたならば、これは債務の不履行にはならないのではない

かと思ふのであります。従つて債務の履行遅滞と言いますならば、そこでは必ず輸出者のほうに責任はないのであつて、従つて括弧の中に、かような字句を入れることは蛇足ではないかと思ふので、むしろこういうことは要らないのじやないかというふうに考えますが、この点一つ明らかにして頂きたいと思ふのであります。殊に先般局長は、同時履行の抗弁権がある場合というふうな御説明があつたのであります。が、この点どうも私も明確には理解できないのであります。これらの場合、特にこういう字句を必要とする場合の事例を挙げて御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(井上尚一君) 中川委員の御意見の通りに、厳格な意味におきまして債務の履行遅滞と申します場合は、民法上の法理論から言いますれば、債権者のほうに義務の履行遅滞、即ちこれは大体エックスポイントが同一契約乃至は別個の契約で、相手方に対して別の債務を負つておるといふような場合に、同時履行の抗弁の關係にある、その場合において輸出者がその債務を履行しない、よつて相手方が同時に債務の履行遅滞の状態にある、こういう場合を想定して第五号を設けたわけでありまして、普通の民法上の法理論のほうから申しますと、債務の履行遅滞という場合には、当然債務者のほうにそういう債務の履行遅滞乃至は不履行の状態がない、言い換へれば逆に債権者のほうにそういう債務の不履行の事由がありますれば、これは債務の相手方が、債務の履行遅滞の状態になつていないというのは、民法上の従来の厳格な債務履行遅滞の理論であ

かと思ふのであります。従つて債務の履行遅滞と言いますならば、そこでは必ず輸出者のほうに責任はないのであつて、従つて括弧の中に、かような字句を入れることは蛇足ではないかと思ふので、むしろこういうことは要らないのじやないかというふうに考えますが、この点一つ明らかにして頂きたいと思ふのであります。殊に先般局長は、同時履行の抗弁権がある場合というふうな御説明があつたのであります。が、この点どうも私も明確には理解できないのであります。これらの場合、特にこういう字句を必要とする場合の事例を挙げて御説明を願ひたいと思ひます。

と存じまするが、この第五條の二の五号において債務の履行遅滞と申しましたのは、そのような民法上の法理論で申しますような、厳格な意味でここに債務の履行遅滞と申したのでないでございまして、これは六月以上経過後になつて、なお且つ代金の弁済がないという、債務の履行が事実上ないという、その事実上ない状態、その状態のこの債務の履行遅滞とここに申したのでございまして、これは括弧の中は債務の履行遅滞というものを、中川委員のように法理論に詳しいかたでございまして、何も括弧の中をつける必要はないのでございまして、通常の問題としまして、普通保険の契約者はその債務の履行遅滞という法理的な概念について必ずしも正確な知識を持つていない場合が多いというのを考へまして、まあ申さば誤解のないようにと親切に、契約者のほうに誤解がないようにという意味で、この括弧をわざ／＼つけましたようなわけでありまして、この御指摘の点は、我々事務当局としまして従来法務府のほうとのこの法文の作成の経過にそういう同様の実は論議もあつたようなわけでありまして、一般大衆と申しまするか、貿易業者一般、本制度の利用者の一般のこの法律上の知識の程度というものを前提として、却つてこういうふうな書いて置いたほうがむしろ親切であらうという考慮で、こういう規定を設けましたわけでございます。

○中川以真君 今の御説明を聞きますとよくわかるので、却つて親切な意味においてこういう項目をお入れになつたのでございまして、紛争の起きた場合にはいろいろ物議をかもすものと

になるのではないかと、この点を私どもも心配いたしたので、これはそういう懸念はございませんでしようか。

○説明員(井上尚一君) これは実際上は、この法律以外に普通保険約款を設けるつもりでありますし、その約款上にもこの点につきましては明確を期して、そういう紛争の生じないような、十分防止の方法は講じたいと考えております。

○中川以重君 その点一つ十分に御考慮を頂きたいと思うのでございます。それから第六條の不服の申立の事項でございますが、この原案を拝見をいたしました。すると、不服申立権を乙種保険の被保険者及び保険金を受取るべき者に限つて認められておりますが、これは保険契約者が除外されております。この点は私も考えますと第五條の五によりまして保険契約者の違反行為を理由として行われたところの処分に対する場合には、やはりこれを認めておくべきではないかと思うのでございますが、この点はどういうふうに御解釈でございませうか。

○説明員(井上尚一君) 仰せの点一応御尤もかと存じますが、実際問題として現実に当該保険金につきましても利益を有する利害関係者は、この被保険者又は保険金を受取るべき者のいずれかでありまして、保険契約者は当該保険金の受領につきまして、実質的な、経済的な利害関係にない。そういう理由と、それからもう一つはこういうふうな保険契約者と被保険者と保険金の受領人という三者は別々になるというの、これは通常生命保険の場合にはそういう三つの関係を生じて参ります。こういう損害保険の場合に

は保険契約者は同時に被保険者であるか、保険金の受領人であるか、いずれかで、両方をダブつてその地位を有するというのが通常の場合であらうかと存じます。その理由で以て契約者に異議申立の途を設けることは必ずしもその実益がない、かような理由で以て一応ここから除外しました。ようなわけでございませう。実際上は今申しましたような理由で以て弊害と申しますか、少くとも被保険者、保険金受領人のいずれかにその異議申立の途を設けるということによつて、必要且つ十分ではないかと考えます。

○中川以重君 今の点は次の改正のときに更に御研究を願うべきではないかと存じますので、十分今後とも一つもう少し御研究を願いたいと思ひます。

それからこの法律と中小企業信用保険法とを比べてみたのでございませうが、中小企業信用保険法の第八條には、政府が一切に對しまして保険金の全額を支拂つた場合におきまする政府の代位に関する規定が定められておるのであります。ところがこの乙種保険につきましては設けられておりません。これはやはり第三者の権利にも関係することございませうので、法定をする必要があるのではないかと、この点はどうでございませう。

○説明員(井上尚一君) 御指摘の点、誠に御尤もかと存じますが、我々の一応の考えとしては、中小企業信用保険の場合と異なりまして、仰せのように政府が保険金を払う、そして政府が輸出業者が有する債権の代位をやるという場合を考えますと、これは輸出契約でございませう関係上、国際

取引で以ていへば日本の法令に必ずしもよらない場合が多いし、或いは又實際上政府が輸出業者と同様の地位になりまして、相手方のインボーター、即ち先方のバイヤーに對してその請求権の行使をやるということは、實際上は極めて複雑且つ不便な關係を生じて参るのである。こういうことを考えまして、一応我々としてはは保険金を払いまして、以後において、その輸出業者が相手方のバイヤーのほうから代金の回収をやりました場合には、その保険金の返還を命ずる、そういう輸出業者を飽くまでも介在をして、このエクスポーターを通じてその当初払いました保険金について当該エクスポーター、輸出業者の損失の軽減の事態、そういう事情が生じた場合には、当該部分について政府に金額の返還を命じて行く、そういうような關係を通じて、この保険金の回収を考えたほうが却つて政府にとつては便宜であらう、そういうつもりで債権の代位の規定を特に設けなかつたやうなわけでございませうが、この点につきましては、いろいろ今後法律的な問題、殊に相手方に対する關係等から申しまして、この点について私は明確な規定を仰せのやうに設けたほうがいいのではないかと、この議論も確かにございませうので、次の法律改正の場合には、なお十分に研究を加えたいと考えております。

○中川以重君 保険金の返還を命ずるといふことは、これは当然やしませんので、これにはやはり根拠がなければならぬと思ひますので、今のやうな解釈が不十分でございませうので、やはりいろいろな物議をかますと思ひますので、これは次の改正のときには特別御考慮を願ひたいと思ひます。

それから最後にお尋ね申上げたのは第五條の二でございませうが、これが「輸出貨物について生じた損失を除く」とございませうが、生じた損失とはどういう場合を言うのでございませうか。

○説明員(井上尚一君) この輸出信用保険法の第一條にも明示の規定がございませう通りに、この保険は通常の保険によつて救済し得ない危険を対象とするというところに相成つておるのであります。この第五條の二におきまして、輸出貨物について生じた損失と申しますのは、通常の海上保険等によりまして危険、言い換へれば当該貨物の滅失でございませうとか、或いは毀損でありますとか、或いは拿捕でありますとかいふやうな、通常の海上保険によつて、保険事故として入つてくるやうな、そういう危険によつて生じた損失は、一般の海上保険契約のほうでやるべきであつて、この保険制度のほうには、これは対象としない、そういう意味でございませう。

○栗山真夫君 二、三點お尋ねいたしますが、第五條の二には、いわゆる損失を補填する場合の條件が載せられておりますが、この一号から五号までに分けて、既往のやうなやうな事故の起きました実績の件数並びに契約額がわかつておるならば御発表を願ひたいと思ひます。

○説明員(井上尚一君) この従来の輸出信用保険制度の実績としましては、前回にも申したかと存じますが、取入保険料全部で一億、うち民間保険会社の取入が二千万円で、政府の再保険取入が八千万円でありますが、これに

對しまして政府のほうから払いました保険金が約三億七千万円ということに相成つております。結局政府の合計としましては、約三億四千万近い赤字を生じた。この政府の保険の支払の事由の殆んど大部分は、いわゆる中共香港に對する当方からの輸出の禁止の問題、あれが保険事由の大部分であります。

○栗山真夫君 そういたしますと、この第五條の二におきましては、只今申された三億円の赤字の内容は、第二号に相当するものと一応了解してよろしうございませうか。

○説明員(井上尚一君) これは今申し上げましたのは、従来の輸出信用保険法の第三條、甲種保険制度の第三條の第五号に、「外国為替及び外国貿易管理法による輸出の承認の取消又は輸出契約の成立後新たに実施される輸出の制限若しくは禁止」と、この第五号の最後に該当するわけでございまして、今度の乙種保険について申し上げますれば、第五條の二の一号、二号、三号と並んで入つておりますが………これの三号に………これは今申しましたやうに、従来の損失はこの第三條第五号によつて払いました保険金であります。

○栗山真夫君 今度乙種保険に代る場合には、只今申された中共、香港の輸出禁止によつて生じたやうな、そういう損害というものは、この新らしい第五條の二の中のどれに大体相当するやうになるのですか。

○説明員(井上尚一君) 第五條の二の中には、これに該当する事由はございませう。○栗山真夫君 そういたしますと、今までのところでは、今設けられようとする第五條の二によるところの実績、

一号から五号までの実績の件数並びに額というものはないということでございますか。

○説明員(井上尚一君) 只今申しました通り、従来の経験によりましては、従来の第三條の第五号による事由でございまして、第五條の二の今度の一号乃至三号に該当する事由による保険金をこれまで払つた事例はございませ

○栗山眞夫君 それでは保険金の支払でなくて、実際にこの乙種保険の一号から五号まで、この保険が今までにすでに成立していたとするならば、保険金が支払われたであろう、こういう工合に一応予想せられるような損害といふものが実際にいってどれくらいあったか。

○説明員(井上尚一君) 言うまでもなく、従来はこの甲種保険のみでございまして、これは輸出契約成立と同時に被保険利益が生ずる、これに對しまして乙種の保険につきましては、当該貨物の船積後においてこれの代金請求権を担保にしよう、そういうふうな時期的にこの内容は違つたものに相成つておるわけでありまして、若しこれまでにこの五條の二の規定があつた場合には、どういふ第五條の二の二の三までに該当するような事由が如何ほどあつたであろうかという想定は御質問でございまして、これはちよつと今度新規に改めましては実施をする問題でもございましてお答えを申し上げます。

○栗山眞夫君 今までもプラント輸出というものは相当あつたわけなんで、今おつしやつたような工合に、甲種保

險においてまあそういうことが一応行われたわけでしょうけれども、それで不便があつたから、実状に合わないから乙種保険の新しい制度を創設しよう、こういうお考えであらうと私は了承するわけですが、従つてそういうような都合なことが全然なかつた。今後は予想されるかも知れないけれども、今までにはなかつた。こういう工合におつしやられてゐるものと理解してよろしいと思つておる。

○説明員(井上尚一君) 今のお話によりますと、プラント類の輸出につきまして当面我々のほうで最も保険事由としてケースが多いであろうと考えておりますのは、第四号と第五号の危険でございまして、これ以外に一号乃至三号という場合でも、今後の問題としてしましては、例えばイランのような情勢でございまして、或いは第三号の問題としてしましては、先方の荷揚港の港務の罷業、ストライキでありますとか、そういうような事態が十分予想し得るかと存じます。

○栗山眞夫君 どうも私は保険の内容に互つての質問を申上げておるわけでないで、いわば常識論を申上げておるわけでありまして、例えば提案理由の説明には、「このような資本財の輸出の後その代金を回収するまでの間に後者の買手の破産、支払義務滞滞のごとき信用危険を保障制度によつて救済しようとするのが本改正法案の趣旨とするところでありまして。」という工合になつておりますから、救済しようとするという意味においては、私はやはり今までの何らかの工合による救済をしなければならなくて、法律がないためにできなかった、そういう実績がな

ければおかしいと思つておるが、如何でしょうか。

○説明員(井上尚一君) これは最近の傾向として、東南アジア或いは南米等、そういう方面に對しましてプラント類の輸出がだんだん／＼殖えて参る。そういう場合にプラント類につきましては、先ほど申しましたように従来の決済方式と違つた決済方式である。その結果信用危険が非常に大きいといふので、第五條の二の四号、五号といふような、バイヤーにつきましての破産とか債務の履行遅滞といふようなことが主なる事由として考えられるわけでありまして、これと同時に例えばイランの方面に大きなプラント類の輸出が出るという場合には船積みをする、そうして先方に戦争とか、或いは内乱が起るといふような場合、これは第五條の二の第二号に該当するわけでありまして、或いは又ベルギー、そういう或る外国に、プラント類の輸出をするといふ場合に、英國のロンドンがその決済の市場であるといふ場合に、そのロンドンにおきまして、為替の制限をやるというやうな場合に、第五條の二の第一号に該当するわけでございます。或いは又第三号の例として申しますと、プラント類の輸出をする、そして先方の相手国のほうで急に輸入制限の方法を講ぜられるといふやうな場合に第三号に該当するかと考へます。

○栗山眞夫君 将来の見通しの問題はあとで私お聞きしようと思つておるわけなので、今日までの状態がそういうことがあつたのかどうか、今までの現行の法律ではどうしても業者を保護するに、輸出貿易を振興するの

工合が悪い、そういう事態が現実にあつたのかどうか、この点をはつきり一つ聞かして頂きたいと思つた。

○説明員(井上尚一君) 逆に申しますと、最近ではプラント類の輸出につきましては、長期間の延払いの支払状況がだんだん／＼多くなつて参つた。が、その延払いの長期間に互つて代金決済をやる條項がある、そういう契約の場合に、こういう危険担保の途がございまして、輸出契約をどうしても躊躇する、契約の締結ができないという結果に相成ります。従来はこのやうな乙種保険に該当するやうな途がございまして、その關係上、その意味で従来はそういう長期間の代金決済方式によりまして、やうな輸出の契約は相当むしろ制限されておつたといふこと。言い換へればこの一号乃至三号に該当するやうな現実の事例といふものは従来はなかつたと考へておりました。

○栗山眞夫君 わかりました。現実の事例は事実なかつた。だけれども長期決済の契約では業者が好まないで、いわゆる輸出振興に對して相當の阻害があつたことが認められる、こういうことだと思つておるが、そうしますとそういうやうな阻害があつた内容は、一体大体的に確かなものがあつておるわけでありまして、長期決済方式であつたために折角輸出の契約ができるものが不能に終つた。そういうものがどの程度あつたのか。

○説明員(井上尚一君) 契約の一々につきましては、業者のほうから政府のほうにこの内容を報告するやうな建前にはなつていませんが關係上、広くその契約の実例について申上げることができないわけでありまして、従来例え

ば一例として、インドネシアに對しましての車両の輸出といふやうな問題がありましたが、こういう乙種保険のやうな途がこれまでなかつた關係上、これは契約の締結を見ないで済んだといふやうな事例が今日までござい

○栗山眞夫君 私又あとでこの問題は伺いますが、そうするとこの乙種保険を設けたといふた意向が強く出て来ましたが、通産省当局がみずからこれに氣付き善処をすべく努力をせられたのか、業者のほうからはそういう意見といふものは全然出なかつたわけですか。

○説明員(井上尚一君) これは政府のほうとしてまでもこれまで考へておりましたし、或いは輸出銀行乃至貿易關係の当事者のほうからも、こういう点についての危険の保障の要望があつた、又どちらか一つといふのではなくして、例えば最近のゴアの鉄鉱石の開採用のプラント類の輸出等の問題を契機として、政府の側におきまして、輸出銀行の側におきまして、或いは民間の側におきまして、こういうやうな制度についての要望が大きくなつた、こういうふうな御了解願いたいと思つておる。

○栗山眞夫君 そうすると、日本の貿易業者といふものが、現実にそういうふうなぶつかつて、事態がはつきりして体験をするといふやうな勇氣がなく、やはり貿易をやるためには、國家の相當保護がなければ踏切りがつかない。こういうやうな態度で一応あるやうに私は了承せざるを得ないのですが、そういう状態ですか。

○説明員(井上尚一君) 長期間に跨が

りまして、二年とか三年とかいうような長期に跨がりました相手方に信用の供与を行うという場合には、当然金融業者側におきましては輸出業者のみずからにおきまして、こういう契約の締結につきましては相当危険の念と、不安の気持を持つては、これは当然であらうかと存じます。なお政府のほうでは従来こういう輸出信用保険制度につきましては、英国、フランス、西独、そういうような西欧各国のほうでもこういう方法については長年の経験と、それを積み重ねておられますが、そういうような外国での輸出信用保険制度の内容容につきましても我々のほうとしては研究を加えました結果、今日の輸出振興に大きく寄与する方法であると信じました結果、こういう制度をこの際作つたわけでございます。

○栗山眞夫君 輸出振興に寄与できることは、これは明々白々だと私は思ひまして、異議ございせん。ただその何でもかんでも寄与できるから法律を作つたらいという理窟にはまあならないと私は思うので、いろいろな諸般の事情をお聞きをいたしておるわけなんです。そこで先ほどインドネシアの車両の例をとつてお話をいたしました、只今のプラント輸出というものは私の理解しておる限りにおいてはこういう貿易上の手続、或いは代金決済の将来の方法というよりも、輸出が若し振興が阻害されておるとするならば、それはやはり日本の製品が国際価格に競争に堪えない、日本の製品のほうが割高であるというのが大きな原因になつておるに私は承知をいたしておるのでございしますが、そうじゃございせんか。

○説明員(井上尚一君) その点は御質問の通りに、最近の国際入札におきまして、不幸にして我が国の機械類は入札に入る、落札につきまして非常な困難を感じておるといふことは事実であります。この根本的な原因はいろいろあるかと存じますが、やはりどうして今後の方角としましては、原材料、特に鉄鋼類その他の非鉄金属類、そういう原材料の価格の切り下げを考へて参りますと同時に、機械工業としましては企業の合理化を一層推進しまして、これのコストの切り下げということについて万全を尽して参る。そういう方法と今度のような輸出信用保険制度の改正という問題、或いは金融面の円滑化というような問題がすべて両相待つてこのプラント類の貿易、輸出の振興という結果を招来するものである、かように考えております。

○栗山眞夫君 今プラント輸出が昨年あたりよりも若干落ちをいたしまして、低調になつておる主なる原因は、例の代金決済等の方法に欠けるところがあつて、例えば只今審議をいたしております乙種保険制度のようなことがないために伸びないのか、或いは日本の製品が国際価格と競争に堪えないためにできないのか、そのいずれのほうが大きいかとお考えになりますか。

○説明員(井上尚一君) これはその場合によつて異なるかと存じます。が、当面の問題としましてゴアの鉄鉱石開発用の機械の輸出という問題につきましても、これはコストとか、日本の機械のコストがどうであるというふうな問題ではなくして、これは専らこういう長期に亘つての信用供与に伴う危険のカバーという要請が強く表

面に出ておるわけであります。或いはこの場合で国際競争入札に入ることがどうしてもできなかったというふうなことが、こういう制度の適用を、勿論見るまでもなくして日本の機械の見積りが一般の競争各国と比べて非常に高い、高値であつた。言い換へれば機械乃至はその原材料の原価、生産の原価のほうに却つてその輸出を期し得なかつた原因であらうというふうな、そのケースケースによつて問題が違つて来るかと思ひますが、全般的に申しますと両方の原因がそこに生じておると考えております。

○栗山眞夫君 両方の原因とおつしやるけれども、私は奇妙に感ずるのです。が、国際価格よりも日本の価格のほうが高いということ、これは数字ではつきり出ております。私も数字を役所から配られたものだけでもはつきりわかつておる。ところがそれと同じようなウエイトに輸出信用のほうの問題が取上げられておりますけれども、そちらのほうは具体的な数字はない。ただ業者は何だかそういうふうな気持ちで、政府もそういうふうな考へておる、そういうふうな御答弁のようであります。さうですか。私どももこのところちよつと理解いたしかねる。

○説明員(井上尚一君) 具体的な例について申し上げましたほうがいいかと存じます。が、只今申しましたインドネシアに対する鉄道車両なんかの場合について申しますと、単価、これは車両の数はかなり多いわけでありまして、単価千二百万ドル、これの支払条件として、競争各国、即ち外国が五年とか六年とかいうような年賦の条件をこ

に提出して来るわけであります。或いは又アルゼンチンに對しましてのデゼル・バス、トロリー・バスなんかの引合の問題であります。これは単価二千百万ドルくらいであれば、十分契約の締結は可能である。が、外国がこれに對しまして三カ年の年賦という条件を提出中でありまして、こういうような例はほかのブラジル、パナマ、インド、ビルマ、タイというふうな各国のほうから引合につきまして、こういうふうな、その金額の面では、その単価の面では競争可能である。が、その条件が五年とか六年とかの年賦になつておるといふような条件を外国が提出する

ような場合に、我が国としてはこういうふうな長期の信用供与に關しましての危険をカバーする途がなければ、これは企業者としても金融機関としても、これの契約締結にはなかつて得ない、こういうふうな実例から徹しまして、勿論別途一層のコストの引下げの努力というものは勿論必要ではございしますが、同時にコストの面で競争し得ても、支払条件がこういう長期の信用供与という条件がございする場合には、何らかの形でこの点をカバーし得る途をここに講ずる必要があると、かように考えております。

○栗山眞夫君 よくわかりました。そうすると更に伺ひますが、日本と競争入札をいたしております世界の各国にも、今設けられようとしておるこの種の保険制度と同様或いはこれ以上に、業者を保護するやうな制度が設けられておるのか、若し設けられておるといたしましたならば、その同等を一つ承わりたいと思ひます。

○説明員(井上尚一君) 英国及びフランス、西独、それからスウェーデンというふうな各国では、これと同様な輸出信用保険制度の方法を講じております。

○栗山眞夫君 そこで大体プラント輸出の仕向先というのは、私はポンド地域が殆んど中心だと思ひますが、さうに理解してよろしいと思ひますか。

○説明員(井上尚一君) お手許に資料がすでにお配りしてあるはずでございしますが、昭和二十一年以降プラント類の輸出契約状況という資料によつて御覧願ひしてもおわかりのやうに、これはポンド地域以外にも相当グレート・イースト・アフリカ・インドの地域、これらを包含しているわけでありまして、国で申しますればパキスタン、インド、フィリピン、タイ、中国、朝鮮、ノルウェー、デンマーク、ブラジル、アルゼンチン、パナマ、インドネシアというふうな各国であります。

○栗山眞夫君 私ちよつと今統計を細かく見ていないのですが、極く大ざつぱで結構ですけどもポンド地域と、それからドル地域それからオープン・アカウントの地域と分けまして、今までのところの実績ではそのパーセンテージはどういう程度になつておりますか。

○説明員(井上尚一君) いろいろ統計としましてのとり方もございしますが、仮に日本輸出銀行の従来の融資の実績によりまして、これは御承知の通りに、プラント輸出を対象としておる銀行であります。輸出銀行の実績によりまして、その融資をいたしました輸出契約について申しますと、ドル地域が六十一億七千万円、これは輸出契約金額

について申します、四六%、それから  
ポンド地域が五十二億八千一百万円、  
これは三九%、オープン・アカウント  
が十九億二千万円、一五%、合計しまし  
て百三十三億七千一百万円というの  
輸出銀行の創業以来最近までのこれは  
トータルに相成つております。

○栗山眞夫 今後の見通しは、この  
三地域のうちどの方面へ伸びるとお  
考えでしょうか。

○説明員(井上尚一) これは現在及  
び今後の見通しとしては、東南ア  
ジア及び南米というふうに考えており  
ます。

○栗山眞夫 私が今心配しております  
のは、ポンドとドルの交換ができな  
いことはまあ御承知の通りですが、そ  
の場合に、ポンドへの輸出が割合に殖  
えまして、日本の産業の振興には大  
して役立たないと思ひますけれども、  
そういう考え方は、若し間違つてい  
るといたしますならば、間違つてい  
る点一つ教えて頂きたいと思ひますが、  
如何でございますか。

○説明員(井上尚一) 当面の問題と  
しましては、ドルの手持量も然ること  
ながら、ポンドの手持の累積は顕著で  
あるという現象、これは十分です。御  
承知の通りであります。当面の問題に  
ついて申しますれば、ポンド地域への  
輸出の増加ということ、必ずしもこ  
れは好ましくないとも或いは言えよう  
かと存じますが、併しこの問題につ  
いても考え方がポンドの手持ちが殖え  
れば、これで以てポンド地域からの輸入  
を大幅にこの際推進をするということ  
によつて、ドル地域からの輸入をポ  
ンド地域からの輸入へこれを切替えて行  
く、そういうことが適當であるかと存

じます。で、そういうふうなドル地域  
からポンド地域への輸入市場の転換と  
いうことを考えます場合には、やはり  
この財源という意味でポンド地域へ  
の輸出というものがやはり伸びます。伸  
びるほうが結構である、こういう考え  
も成り立ち得るかと思ひます。なお又、  
例ばかり申して恐縮ですが、ゴアに対  
するプラント輸出という結果、  
ゴアの鉄鉱石というものの輸入が可能  
になるといふような意味で、長い眼で  
見ますれば、これはポンド地域に対す  
る輸出、プラント類の輸出の増加によ  
つて東亜地域からの重要原料の確保が  
可能になるといふ問題、それからなお、  
これはもう少し大きな意味で東南ア  
ジア経済計画の推進ということに關連し  
まして、今後は米国のワシントン輸出  
入銀行なり、或いはECLAの資金なり、  
或いは国際復興開発銀行というよう  
な資金がこれに投入になるという  
ことになりますれば、そういうルート  
を通じましてのドルの獲得というこ  
とにも或いはなるのじやないか、か  
うに考えております。

○栗山眞夫 大体明らかになつて来  
ましたが、要するにポンド地域向けに  
相当輸出が伸びておりますけれども、  
ポンドだけ持つても、日本の経済の復  
興には余り足りない、やはりその地域  
に輸出をするならば、見返に相当な原  
材料を入れなければ意味がないとい  
うことが、私は明らかにしたと思ひ  
ます。そこで日本は非常に疲弊した経  
済力の国なので、プラント輸出とい  
うのは、これは一種の資本投資、海外への  
資本投資に當るわけですね。非常に経  
済的に弱い国が海外の開発をやつてあ  
げるということは非常に結構でし

けれども、国の中すら治まらんのに、  
よそへどん／＼資本投資をするとい  
うようなことは、これは私は余り好ま  
しくないと思ひます。従つて今局長の  
おつしやつたようにポンド地域から輸  
入を推進したいということが、これが  
最も重要なポイントになると思ひます。  
ゴアを盛んに力説されておつて、私は  
この法律はゴア法律かと思つてさつき  
から聞いていたのですが、そのほかに  
そういう所から近々どうして輸入を  
促進しなければならぬ、そういう見通  
しでお考えになつていられる品物があ  
れば、相当公算の高い品物があれば、一  
つお教を願ひたいと思ひます。

○説明員(井上尚一) 東南アジア地  
域の問題につきましては、先般委員  
会でモロー調査団の報告について御  
要求がございまして、モロー調査団の  
報告に對しましての資料もお配り申し  
てあります。この内容によりまして  
東南アジア地方のいろいろ／＼資源につ  
いては御理解願ふことと存じます。  
今後の問題としまして、まあ今の御質  
問中に、日本としまして今資本投資を  
やるのが適當かどうかというよう  
なことに對しての御懸念がございました  
うですが、例えば紡織機械等につきま  
しては、これは内地の繊維工業の能力  
というものは、すでにまあ十分と申し  
ますが、飽和点になつてゐる。紡織機  
械、繊維機械の生産能力というものは  
非常に余つてゐる。或いは又電機機械  
だとか、或いは車両でございましてか  
いような、そういう重機械類の輸出  
というものは、日本内地を差し置いて  
外国へ云々というやうな今の御質問の  
やうな懸念の点はないのではないかと  
私は考えております。なおプラント類

の輸出の結果、やはり重要原料の輸入  
が必要である。ついでにはプラント類の  
輸出の對象としても重要原料の入手の  
可能性のある例としてはどういふ例が  
あるかというのが今の御質問のポイント  
であつたかと存じます。鉄鉱石  
について申しますれば、フィリピンに  
ララップという会社とサマルという  
大きな有名な会社があります。こ  
ういふようなフィリピン地方の鉄鉱石  
のマイニングの会社について申しま  
す。現在露天掘の状態でありまして、  
これを一層能率的に、抗道を今後ま  
ます掘つて参るといふ場合には、これ  
に必要な開発用の機械といふことがこ  
こでも問題になつて来るわけであり  
ます。或いは又香港に馬鞍山山とい  
うやうなものがございまして、こ  
ういふような開発に協力するといふことによ  
りまして、当該原料の入手が可能であ  
ろうと考へております。或いは又、  
今は鉄鋼の例を申したのであります  
が、ニッケル、鉄石について申しま  
す。ニューカレドニア地方への現在の  
開発の能力を一層大きくするといふ意  
味で、かなり鉄山開発用の機械投入が  
必要になるのであります。その結果  
そういう原料の入手の途がでる。或  
いはクロム、鉄石とか銅、鉄石、或  
いはマンガン、鉄石、或いはボーキサイト、  
或いはアスベストとか、そういうや  
うないろいろ／＼な例について、今のプラ  
ント類の輸出によつて向うから原料の入  
手の期待し得るやうな場合といふもの  
は、決して少くはないと考へておりま  
す。

○栗山眞夫 まあもの考え方なん  
ですけれども、例えばニューカレドニ  
アのニッケル、鉄石などは、これは日本  
に輸入して見たところで、恐らく単価  
の高いもので、これはまあ経済引合  
にはされないやうなものなんですね。  
向うで精錬してしまえば別だけれど  
も、内地へ運んだんではこれは問題に  
ならないことは、この委員会でも審議  
をした通りなんです。そこでまあ最後  
に結論的なことを一つお聞きしたいの  
は、要するに私は先ほど日本の国内の  
経済が非常に弱いの海外投資をする  
といふのは、私は行き過ぎではないか  
といふことを申し上げた意味は、ポ  
ンド地域から、はつきりした輸入原料と  
いふものを確保せられて、そうして交  
換ができれば私はさほどに申し上げな  
いのですけれども、何しろ長期の鉄山開  
発用のプラント輸出をやるといふこと  
になれば、相当長期に亘るわけであ  
れば、これは富んだ国が植民地開発をやつた  
ときのようにやるといふ生活の必要な  
やうな状態において、そういうこと  
をするのはどうか。これに對して局長  
はさうじやないのだ、例えば繊維機械  
のごときは国内で飽和状態に達して  
おるので、繊維機械を支えるためには海  
外に出さなければならぬといふこと  
を言われた。そういうことになりま  
す。一つ私は疑念を持つてゐるのは、  
賠償関係でインドネシアにしても、そ  
の他フィリピンやその他の国々にお  
いても日本に對して相当強い要求を  
されておるわけですね。従つてさうい  
う国々が、日本の輸出貿易の状況を見  
ておると、相当余裕のある状態にお  
いて貿易を始めおる。政府も相当業者に  
對して便利のいふやうな保険をつけて  
どん／＼これを進行させている。それ  
ほど経済力の余裕があるならば賠償は

もつと出すべきではないか。こういう意見が私は飛び出して来はしないかというのを心配するわけですが、そういうようなことについてはちつともお考えになつたことはございませんか。

○説明員(井上尚一君) プラント類の輸出と一概に申しませんが、これは言うまでもなく或いは船舶或いは車両、或いは電気機械、或いは紡織機械、或いは繊維機械、いろいろたくさん種類がございますが、大体全般を通じてまづこういうようなプラント類の輸出というものが、今後の当該機械のメンテナンスなり、或いはいろいろなパーツなり、或いはいろいろな関連しましたこれの附属品の供給という意味で、普通の一回きりの商品のものとは違ひまして相当とを引く、恒久性のある、永続性のある輸出であるという意味におきまして、これはプラント類の輸出につきましては、政府のほうとしてもなお一層の振興を期したいというわけでございまして、なお又後進国の工業発展の段階と我が国の工業発展の段階との、この相対的な関係から申しまして、戦前のような繊維、雑貨のみを輸出の重点というのではなくして、やはり機械工業、発展しました機械等の能力というものを十分使つて行くということが我が国の輸出の向上の点から申しまして、貿易構造の点から申しまして、そういう方向がむしろ必至の方向である、かように我々は考えておるわけでございまして、なおこの問題に関連しまして只今御質問の賠償の問題について考えたことがあるかどうかということですが、これは勿論政府の中におきましても賠償問題に應ずる我が国の基本方針について

の協議会等が設けられまして、いろいろそういう方面につきましても考えと申しますか、方針をいろいろ練つておるわけでありまして、賠償は言うまでもなく事柄の性質上、先方の要求がどういふふうなことになるのか、これはまあ各国々々によつて我が国に対する要求の内容、方法が異なつて来ようかと存じます。その問題はやはり一応と言いますか、我が国の今後の産業上勿論重要な関係を持つ問題でございまして、今日の段階におきましては、まだどの国からどういふ賠償の要求が来るかということも、十分正確なる見当は付かないという段階になつてゐる現状としましては、やはり既定の方向と申しますか、こういうプラント類の貿易の振興についてできる限りの手を尽して行くということ

を、我々事務局としては考えて参るよりほかはない、こういうふうに存じております。

○栗山眞夫君 いや、私のお聞きいたしましたのは、賠償の關係は日本人として我々の気持は出したいくないということに勿論一致するだらうと思ひます。それはこちらの気持であつて、向うのほうの気持はたくさんもらいたいわけ、その間を規定しておるのは、講和條約において日本の経済的な支拂能力の範圍内において行つてということになつて来る。そうすると経済的な支拂能力の範圍というものを判定するときに、日本は非常に経済的に乏しいといふけれども、併し現実に海外に向つて資本投資のようになつてプラント輸出をやつてゐるじやないか、これについては国も大いに助力をかけて声援してゐるのではないか、そういうような点

が向うのほうで、相手国のほうで考えられやしないか、そういう虞れはないか、こういうことを私はお聞きをいたしておるわけなんです。

○説明員(井上尚一君) そういう懸念は確かにあり得ると思ひます。

○栗山眞夫君 私はまあこの点が非常に重要だと思ひますので、一つ通産省としてもよくお考えを願ひたい、この思ひます。それから第二にそのままで輸出のほうに對してあらゆる手を打つて振興させようという氣持ならば、只今のバウンド地域からの輸入に對しても、これはやはり相當な私は措置をしなければいかん、例えば輸入保険等でも設けて、大いに輸入の促進を図らなければならぬと思ふのでありますが、そういうお考えはございせんか。

○説明員(井上尚一君) バウンド地域からの輸入の促進については、これを従来の自動承認品目品目に追加を考へることも、或いは又輸入と申しますが、何と申しましても一番肝腎なのは、その裏付となる国内金融をこれに付けるということにございまして、そういう輸入金融について十分な方法を講ずるとか、まあそういうような問題につきましましては、今通産省内部でもいろいろ目下事務的には研究中でございまして、方法としまして輸入保険を考へたらどうであらうかという点につきましまして、これは我々の今日の段階ではまだそのままでの考えは持つておりません。

○栗山眞夫君 昨日も委員会で発言があつたのでありますが、商工中金の、新聞紙に伝えられることき汚職事件に關しましては、本委員会としても重要な関心を持たなければならぬと思ふのであります。それは商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案が今国会には上程せられておるような状況でありますので、尙更私どももいたしましては慎重を期さなければならぬと思ふのであります。そこで中小企業庁の今日までの本問題に対する調査の概要、或いは御所信等伺つたのでありますが、漠としてまだ要領を得ない段階にあります。従ひましてこの委員会では本問題についてその真相を今日の段階で知り得る限りにおいては調査をし、そして糾明をしなければならぬのではないかと考へるのであります。従ひまして私はさうな動議をここに提出をいたしたいと思ふのであります。で、若しその動議が取上げられましたならば、緊急に、以下申上げるような内容に互つての調査資料を、政府当局に向つて要請せられたい。提出方を要請せられたいと思ふのであります。第一は過去一カ年間に亘りまして、四半期ごとの商工中金の貸付状況の概況を是非とも知りたいと思ひます。例えば業種別、貸付金額別、貸付期間別の貸付統計というふうなものを承知したいと思ひます。それから第二番目には三千万円以上、古いのになりまして一千万円以上も必要かと思ひますが、そういうものに対する貸出の明細を是非とも頂きたい。特に過去三年くらいに遡りまして、融資額の集げつきになつておるものにつきまして、組合別の一覧表を頂きたいと思ひます。この集げつきになつておる理由等も、これは明白にされたいと思ひます。それから第三には当面問題になつ

ております東京用紙協同組合、それから東京製材協同組合の両者に対しては、貸出返済の明細等を詳しく頂きたい。特に本問題に關係せられた中金側、並びに組合側、更に役所が關係しておりますならば、役所側の關係者の氏名を承知をいたしたいと思ひます。又両協同組合の事業報告書も提出をせられたいと思ひます。まあ以上のような資料を先ず提出を願ひまして、そして調査をいたしたい、かやうに考へます。

○委員長(竹中七郎君) 只今栗山委員からの御提案に對しまして、皆さん、意見ありませんか。

○境野清雄君 私も栗山委員の提案に對しては全く同感でありまして、むしろ只今聞きましたら、商工中金の法律の改正案を衆議院が通したというふうな話ですが、私はむしろこの法案を通すのなら、その前提として今のようなものはできるだけ我々がよく納得するような説明を聞きたい。又今後そういう轍を履まないというふうなことをはつきりしないことには、私はむしろこの法案もなか／＼難航するのじやないかというふうなふうに考へておりますが、今栗山委員からお話になりましたような資料を至急提出して頂いて、そして一日なり二日なりは猶予期間を置いて、これの關係者に当委員会に出て来て頂いて、飽くまでこの問題を追究して、然る後に私はこの法案を通すというふうなことは、一般国民に對しましても非常な責任を持つた参議院の通産委員会であると思ひますので、全面的に今の栗山委員の提案に賛成するものであります。

○委員長(竹中七郎君) 只今の栗山委

員の提案並びに境野委員の補足に對しまして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと認めまして、さう取計ります。

それでは先ほど御質問になりましたところの輸出信用保険法の一部を改正する法律案は、残りの質疑があればそれを続行いたしました後、討論、採決にまで次回におきまして運びたいと思います。さうなうらに取扱ひましても差支えありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めまして、次回はさうに取扱ひたいと思います。本日はこれを以ちまして散会いたしたいと思います。如何ですか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めまして、散会いたします。

午後四時十六分散会

十一月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、輸出信用保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月七日)

十一月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、中小企業資金通法制定に関する請願(第一二二五号)

一、静岡県清水通商事務所存置に関する陳情(第二二五号)

一、競輪の民営移管反対等に関する陳情(第二二五号)

第一二二五号 昭和二十六年十一月十日受理

中小企業資金通法制定に関する請願 請願者 東京都港区芝南佐久間町一ノ五五全国中小企業振興会内 松澤準人

紹介議員 境野 清雄君 溝淵 春次君 川村 松助君

農林漁業者に對しては農林漁業資金通法が制定され百二十億円の長期低利資金が出されているが、中小企業者は、不当に重い税金と金詰りで苦しめられ、非常な危機に迫り込まれている。中小企業の振興なくして、わが国経済の再建はあり得ないから、農林漁業資金通法にならつて、中小企業資金通法を制定し少くとも百二十億円の政府資金を出して、中小企業の危機打開と振興の途を開かれないとの請願。

第二二五号 昭和二十六年十一月七日受理

静岡県清水通商事務所存置に関する陳情 陳情者 静岡県清水市長 山本 正治外二名

政府は、通商産業省関係機構改革の一端として、通商事務所の整理を企図している由であるが、清水通商事務所は、全国農林水産物輸出総額の九十パーセントを清水港から積出し、経済自立態勢確立に多大の寄与をなしてきたのであるから、清水通商事務所を存置せられるよう特別の措置を講ぜられたいとの陳情。

第二二五号 昭和二十六年十一月八日受理

競輪の民営移管反対等に関する陳情 陳情者 兵庫県姫路市長 石見 元秀外二十二名

最近競輪を民営に移管せんとする運動

が起つているが、現在まで競輪によつて戦災復興を續けてきた地方都市にとつて、これが実現は、地方財源の確保に重大な影響を与え、戦災都市の復興事業は致命的打撃をこうむることになるから、競輪の民営移管の運動を制止するとともに、自転車競技法第一條の指定を戦災都市に限定せられたいとの陳情。

昭和二十七年一月二十一日印刷

昭和二十七年一月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所